

麗澤大学コンピュータ実習室利用規程

平成4年7月1日制定

最近改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学が設置するコンピュータ実習室（以下「実習室」という）の利用に関する基準を定め、円滑な利用がなされることを目的とする。

(実習室)

第2条 ここで規定する実習室は、次のとおりとする。

(1) 校舎かえで実習室

ア 校舎かえで3階1301教室・1302教室・1303教室・1307教室・1308教室

(2) 図書館実習室

ア 図書館3階コンピュータ実習室

イ 図書館3階CALL教室

ウ 図書館4階コンピュータ教室

エ 図書館4階コンピュータラウンジ

(3) 生涯教育プラザ実習室

ア 生涯教育プラザ1階PCルーム

イ 生涯教育プラザ2階PCサロン

ウ 生涯教育プラザ4・5階ブラウジング

(利用資格)

第3条 実習室を利用することのできる者は、麗澤大学コンピュータ・システム利用規程（以下「コンピュータ利用規程」という。）に基づいて、利用承認を得た者に限ることとする。

(利用時間)

第4条 実習室を利用することのできる時間は、原則として次のとおりとする。

(1) 校舎かえで実習室

ア 月曜日から金曜日までの9時から18時まで

イ 本学の休業日及び情報FDセンター長が定める日を除く。

(2) 図書館実習室

ア 通常授業期間は、月曜日から金曜日までの9時から21時まで及び土曜日の9時から16時30分まで

イ 長期休暇期間は、9時から16時30分まで

ウ 図書館の休館日を除く。

(3) 生涯教育プラザ（1階PCルーム及び2階PCサロン）

ア 月曜日から金曜日までの9時から18時まで及び土曜日の9時から12時10分まで

イ 本学の休業日及び情報FDセンター長が定める日を除く。

(4) 生涯教育プラザ（4・5階ブラウジング）

ア 情報FDセンター長が定める日を除く時間

2 個人利用は、コンピュータ利用規程で定める授業での利用時間及びコンピュータ利用規程に基づいて承認されたグループでの利用時間以外とする。

(実習室内での禁止事項)

第5条 実習室内では次の行為を禁止する。

- (1) 飲食
- (2) 設置されているパソコン備付けのハードディスクへの書き込み・削除
- (3) 設置されている機器以外の機器の接続・利用
- (4) 設置されている機器の室外への持出し
- (5) 著作権で保護されているソフトウェアの複写等、法律に違反する行為
- (6) 機器を占有する行為等、共同利用を妨げる行為
- (7) その他、コンピュータ・システムの維持に支障を与える一切の行為

2 前項第2号、第3号及び第4号については、情報FDセンター長が適当と認めた場合はこの限りでない。

(その他の利用上の制限事項)

第6条 その他実習室を利用する上では、それぞれの建物の利用規則に従うこととする。また、コンピュータを利用する上では、コンピュータ利用規程、情報FDセンター及び情報システムセンターが定めた諸規則を厳守することとする。

(管理部署)

第7条 実習室の管理部署は、次のとおりとする。

- (1) 校舎かえで各実習室は、情報システム室
- (2) 図書館各実習室は、図書館事務グループ
- (3) 生涯教育プラザ各実習室は、大学院・オープンカレッジグループ

(事務の所管)

第8条 この規程に関する事務は、総合企画部情報システム室が所管する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、情報FDセンター運営委員会で検討し、協議会の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

この規則の施行に伴い、従前のコンピュータ実習室利用規則(暫定)は、廃止する。

2 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。

3 この規則は、平成9年4月1日から改定施行する。

4 この規則は、平成11年4月1日から改定施行する。

5 この規則は、平成12年4月1日から改定施行する。

6 この規則は、平成13年4月1日から改定施行する。

7 この規則は、平成18年4月1日から改定施行する。

8 この規則は、平成23年7月21日から改正施行する。

9 この規則は、平成24年4月1日から改正施行する。